

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>別表第3の4（第2条の4関係） 教育職給料表（1）級別資格基準表</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 教育職給料表（1）の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、総括専門員、<u>課長補佐、次長、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。</u></p>	略	<p>別表第3の4（第2条の4関係） 教育職給料表（1）級別資格基準表</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 教育職給料表（1）の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、係長、<u>副主幹、課長、部長</u>、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、<u>企画員</u>、室長、総括専門員、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。</p>	略																										
略																													
略																													
<p>別表第3の5（第2条の4関係） 教育職給料表（2）級別資格基準表</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 教育職給料表（2）の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、<u>総括専門員及び課長補佐</u>に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。</p>	略	<p>別表第3の5（第2条の4関係） 教育職給料表（2）級別資格基準表</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 教育職給料表（2）の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、係長、<u>副主幹</u>、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、<u>企画員</u>、室長及び総括専門員に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。</p>	略																										
略																													
略																													
<p>別表第3の10（第2条の4関係） 海事職給料表級別資格基準表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職種</th><th>職務の級の学歴免許</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th></tr></thead><tbody><tr><td>船長、機</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	職種	職務の級の学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	船長、機	略						<p>別表第3の10（第2条の4関係） 海事職給料表級別資格基準表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職種</th><th>職務の級の学歴免許</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th></tr></thead><tbody><tr><td>船長、機</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	職種	職務の級の学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	船長、機	略					
職種	職務の級の学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級																							
船長、機	略																												
職種	職務の級の学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級																							
船長、機	略																												

関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、機関士長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士

略

関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士

略

別表第12（第3条の2関係）

海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、 <u>機関士長、漁業取締専門員</u> 、航海士、機関士及び通信士	略	
略		

別表第12（第3条の2関係）

海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士	略	
略		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。